

2024（令和6）年度

介護保険サービス事業者等集団指導

配布資料

居宅介護支援事業所、（介護予防）地域密着型サービス事業所、豊岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問・通所事業所の担当者の方へ

2025年3月24日（月） 13時30分～

豊岡市役所立野庁舎 多目的ホール

豊岡市健康福祉部 高年介護課

福祉監査課



目 次

資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

資料 1 - 2 介護給付費算定に係る留意事項について

資料 1 - 3 指定第 1 号訪問・通所事業について

資料 1 - 4 その他

資料 2 介護報酬改定における経過措置終了に伴う届出の留意事項

資料 3 電子申請・届出システムの利用に係る留意事項

資料 4 令和 6 年度運営指導における主な指摘・助言事項

資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 1

人員、設備及び運営に係る留意事項について

資料 1－1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

- ◆2021（令和3）年度介護報酬改定に係る経過措置が終了し、2024（令和6）年4月1日から義務化されたもの

■ 全サービス共通

- ・ 業務継続計画（BCP）の策定等（未実施減算新設）
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための措置
- ・ 虐待の防止に係る措置（未実施減算新設）

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援除く

- ・ 認知症に係る基礎的な研修の受講に関する措置

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ

- ・ 栄養ケア・マネジメントの充実
- ・ 口腔衛生管理の強化
（「特定施設入居者生活介護」 2027年度から義務化）

◆ 2024（令和 6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・ 協力医療機関との連携体制の構築（2027年度から義務化）

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

(1)要件（相談体制・診療体制の常時確保、入院受入体制の確保）を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。

その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。

(2)1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市に提出しなければならないこととする。

資料 1 - 1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

◆ 2024（令和 6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

■ （介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。

また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。

◆ 2024（令和 6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

■ 全サービス共通

・ 身体的拘束等の適正化の推進

- ・ 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。
- ・ 訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

◆ 2024（令和 6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

■ （介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

◆ 2024（令和 6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

■ 全サービス共通

・「書面掲示」規制の見直し（2025年度から義務化）

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。

※ 4 月 1 日から「豊岡地域包括支援センター」が直営となる。
重要事項説明書等に記載の場合は修正の必要あり。
（変更点）受付時間：8:30～17:30→8:30～17:15

■ 全サービス共通

◆ 法令等の遵守について

- 事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者は、関係法令等（人員、設備及び運営に関する基準あるいは介護給付費の額の算定に関する基準について、法令、厚生労働省通知、Q & A など）を熟知、適宜確認し、法令等に従って適正に事業を行うこと。
- 介護保険制度の改正、報酬改定、指定基準の見直し等が行われた場合には、内容を的確に把握し、職員研修を十分行い、適正な事業運営を行うこと。

※地域密着型サービスは原則として、その市町村が行う介護保険の被保険者のみがサービスを利用できるため、豊岡市民が市外の地域密着型サービス事業所を利用する場合、市外の方が豊岡市内の地域密着型サービス事業所を利用する場合は、事前に市町村の同意が必要となる旨に留意すること。

■ 全サービス共通

◆ 事故報告について

- 介護保険事業者・予防給付基準サービス事業者は、サービスの提供等により事故が発生した場合は、豊岡市に報告すること。
- 国の通知を受け、事故報告取扱要領及び報告書の様式を改正した。
※主な改正点：①報告書の提出を原則メールとした。
②国が示す様式に市の独自項目を加え新様式とした。
- 第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に事故報告書を提出し、事故処理の区切りがついたところで最終報告を行うこと。

○報告の範囲（取扱要領記載のフロー図を参照）

■ 全サービス共通

◆ 高齢者虐待の防止について

- 介護施設従事者等による高齢者虐待の例
 - ・ 身体的虐待（つねる、殴る、蹴る、身体を拘束し動きを制限する等）
 - ・ 介護、世話の放棄、放任（入浴させず異臭がする、ナースコールを遠ざける等）
 - ・ 心理的虐待（子供扱いするような呼称や言動・態度を取る、怒鳴る、自力で可能な食事を職員の都合で全介助する等）
 - ・ 性的虐待（性的行為を強要する、人前で排泄やおむつ交換をする等）
 - ・ 経済的虐待（金銭・財産を着服する、立場を利用して金銭を借りる等）
- 事業所に求められる取組み
 - (1) 介護従事者・職員全員に対し、所内研修等により高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底を行うこと。
 - (2) 利用者や家族に対する苦情処理体制の整備と周知徹底状況の確認を行うこと。
（重要事項説明書による説明、事業所内の掲示、利用者や家族の認識の有無）
 - (3) 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を行うこと。
 - ①被虐待者とされる高齢者の心身状況の確認、保護、記録
 - ※介護記録、医療機関受診結果の記録、可能であれば本人に必要性を説明し同意を得た上で怪我等の写真を残す等心身の状態確認を行い、医療機関受診や虐待者からの保護等適切な対応を講じること。
 - ②発生と同時に速やかに市へ報告を行う。

■ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◆ 入居者等に対する福祉用具の費用負担について

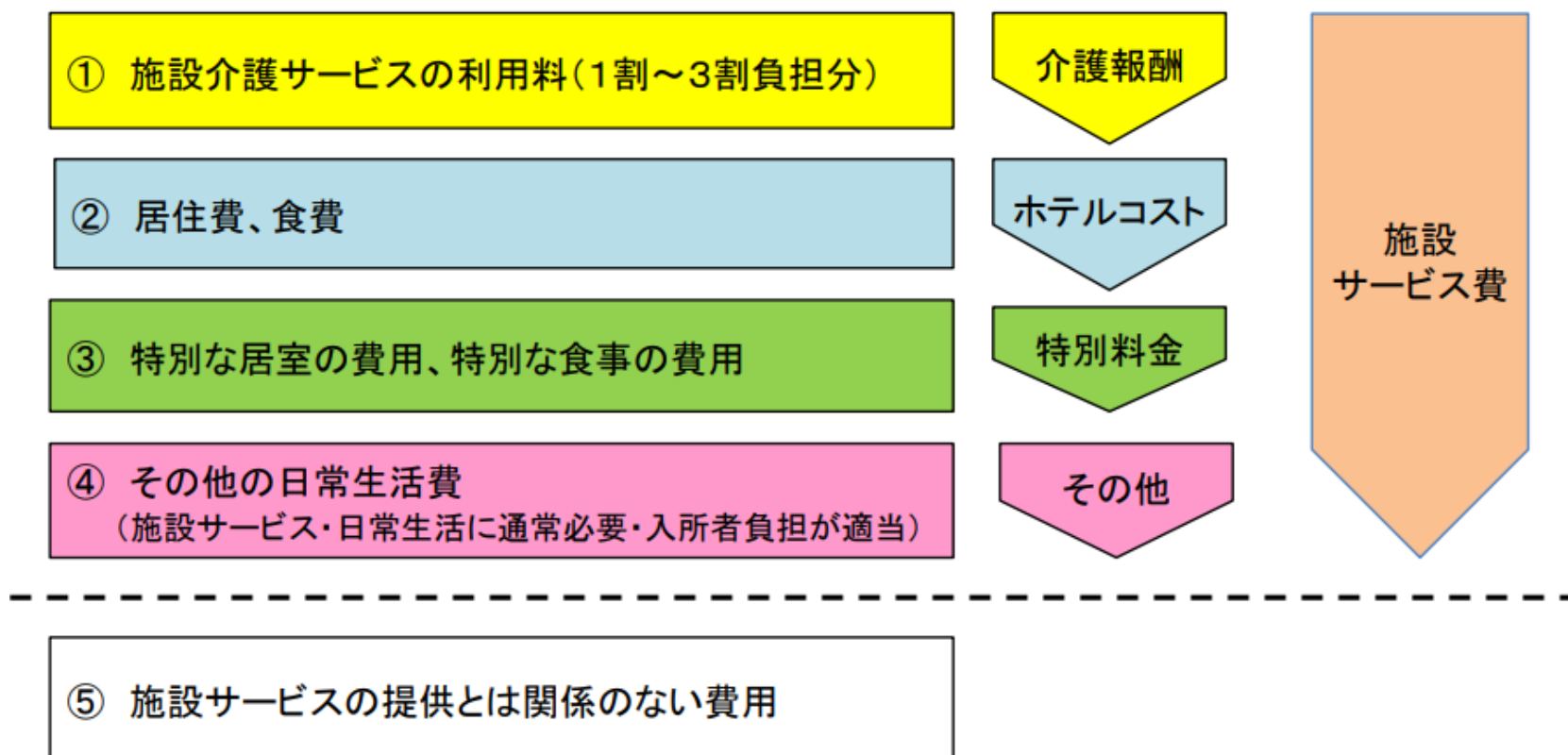
・ 特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている者については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く。)は算定しないものであること。

・ ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。

■ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ◆ 入所者から支払いを受けることができる利用料
～「日常生活に要する費用」の取扱いについて～

○介護保険施設の利用料等の範囲



資料1－1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

(1)「その他の日常生活費」の定義

ア 入所者又はその家族等の自由な選択に基づく経費

イ 施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費

(2)「その他の日常生活費」受領の基準・方法

ア 保険給付の対象となるサービスと重複しないこと

イ あいまいな名目でないこと

ウ 入所者又はその家族等の自由な選択に基づくものであり、事前に十分な説明を行い、同意（要書面）を得ていること

エ 実費相当額の範囲内であること

オ 内容と額を運営規程で定め、重要事項として施設内の見やすい場所に掲示すること

(3)「その他の日常生活費」の徴収可能な範囲

ア 入所者の希望によって、日常生活に必要な身の回り品として施設が提供する場合の費用

※ 最低限必要な日用品のこと（歯ブラシ、シャンプー、タオル等）

・ 施設が単価を明示し入所者等の希望に応じて提供 → 徴収可

・ 入所者全員に同じ物を一律に提供し全員から同一金額を徴収
→ 徴収不可

資料 1 - 1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

イ 入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合の費用

- ・ 任意のクラブ活動の材料費等 → 徴収可
- ・ 機能訓練の一環としてのクラブ活動、全員参加の行事の費用
→ 徴収不可

ウ その他徴収可能な品目

- ・ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等、健康診断は介護報酬の中）
- ・ 預かり金の出納管理に係る費用
- ・ 私物の洗濯代（特養は除く）

(4)「その他日常生活費」と区別される「サービスの提供とは関係のない費用」
個人の嗜好に基づくもので、サービス提供とは関係のない費用については、適正な額による徴収は差し支えない。

※個人の趣味、嗜好品、専用の家電製品の電気代、希望者を募って実施する旅行代等

※利用者用の居室等におけるWi-fi等の通信設備の利用料も徴収可能

資料 1 - 1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

(5)「その他日常生活費」と間違えやすいもの（別途徴収できないもの）

ア 施設介護サービス費に含まれているもの

- ・ おむつ代（リハビリパンツ、失禁パンツ等も同様）
- ・ 私物の洗濯代（特養のみ）
- ・ 車いす代（既製品で対応できず特注品になる場合は徴収可）
- ・ 通常の通院送迎費用
- ・ その他、施設サービスの提供に必要な備品、介護用品

イ 食事の提供に係る費用に含まれているもの

- ・ 栄養補助食品
- ・ おやつ

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護

◆ 外部評価に係る運営推進会議等の活用について

- 外部評価を受ける場合は、次の事項に留意すること。

(1) 運営推進会議等を活用した評価を実施する場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要であること。

(2) 外部評価を行う運営推進会議等は単独で開催を行うこと。
※ 併設の地域密着型サービス事業所等との合同開催は不可

(3) 評価結果等の提出については、次のとおり行うこと。
・ 外部の評価機関による評価を受審した際は、これまで同様、評価結果、目標達成計画を市へ提出すること。 ※（介護予防）認知症対応型共同生活介護のみ
・ 運営推進会議等を活用した評価を実施した際は、4月末までに前年度の評価結果を市へ提出すること。

■ （介護予防）認知症対応型共同生活介護

◆ 外部評価の受診頻度緩和について

- 下記の条件を満たす場合は、市から認定を受けることで、2年に1回の評価の受審で足りることとする。

(1) 過去に外部評価（第三者評価）を5年間継続して実施していること。

※ただし、過去5年間の間に受審頻度緩和の認定を受けている場合は、2年に1度受審していることで2年継続して受審しているとみなす。

※運営推進会議による評価については、原則受審頻度緩和の対象とはならないが、令和3年度実施分のみ運営推進会議による評価も対象とする。

(2) (1)により実施した「自己評価及び外部評価（第三者評価）結果」及び「目標達成計画」を、受審頻度緩和の認定を受けようとする年度の前年度において豊岡市に提出していること。

(3) 運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。

(4) 前年度に開催された運営推進会議に、豊岡市の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

(5) 「自己評価及び外部評価（第三者評価）結果」のうち、外部評価項目の2（事業所と地域とのつきあい）、3（運営推進会議を活かした取り組み）、4（市町村との連携）、6（兵庫県が公開する第三者評価項目の9）（運営に関する利用者、家族等意見の反映）の項目の実施状況が適切であること。

資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 2

介護給付費算定に係る留意事項について

■ サービス提供時間を短縮した場合の取扱いについて

【地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護】

- 当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた単位数を算定しなければならない。
 - 地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護（以下「地域密着型通所介護等」という。）の所要時間について、当日の利用者の心身の状況から実際の地域密着型通所介護等の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。
- ※ 事業所の都合（送迎遅延等）により所要時間を短縮した場合は、実際に地域密着型通所介護等を提供した時間に応じた単位数を算定すること。

参照：令和 3 年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)（令和3年3月26日）問26

■ サービス提供時間を短縮した場合の取扱いについて

【地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護】

- 通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置付けられた内容の通所サービスを行うための標準的な時間によることとされている。
- こうした趣旨を踏まえ、例えば 8 時間以上 9 時間未満のサービスの通所介護計画を作成していた場合において、当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず 7 時間 30 分でサービス提供を中止した場合に当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよいとした。

（ただし、利用者負担の軽減の観点から、通所介護計画を変更した上で、7 時間以上 8 時間未満の所定単位数を算定してもよい。）

→ 当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた単位数を算定しなければならない。

■ サービス提供時間を短縮した場合の取扱いについて

【地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護】

- 記載内容の参考例 (1)

通所介護計画書の原本の写しに、プログラム（1日の流れ）を見え消しにより修正する場合が考えられる。

- 記載内容の参考例 (2)

通所介護計画書のプログラム（1日の流れ）の部分を抜き出してサービス提供時間変更に伴う通所介護計画として、新たに作成する場合が考えられる。

別紙参照 ※別途配布します。

■ 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の 通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

【地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護】

(1) 概要【通知改正】

豪雪地帯等において、積雪等のやむを得ない事情の中でも継続的なサービス提供を行う観点から、通所介護費等の所要時間について、利用者の心身の状況（急な体調不良等）に限らず、積雪等をはじめとする急な気象状況の悪化等によるやむを得ない事情についても考慮することとする。

◇通所介護の提供が計画上の所要時間よりも「やむを得ず短くなった場合」について

（現行）利用者の心身の状況 → （改正後）気象状況の悪化等も含める

(2) 算定要件等

現行の所要時間による区分の取扱いにおいては、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護等を行うための標準的な時間によることとされているところ、実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定して差し支えないものとしている。

上記「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当する。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

■ 入院時情報連携加算

【居宅介護支援】

(1) 概要

入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後 3 日以内又は入院後 7 日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後 3 日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。

【告示改正】

(2) 単位数・算定要件等

入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位/月	入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位/月
利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

■ 入院時情報連携加算

【居宅介護支援】

算定可能な日数

☆…入院 ★…入院（営業時間外） → 情報提供

	営業日	営業日以外	営業日以外	営業日	営業日	営業日以外	営業日
入院時情報連携加算（Ⅰ）	☆ →	★ →	★ →	★ →	★ →		
入院時情報連携加算（Ⅱ）	☆ ←	★ ←	★ ←	★ ←	★ ←	★ ←	★ ←

参照：「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 1）（令和 6 年 3 月 15 日）」問119

■ 入院時情報連携加算

【居宅介護支援】

【具体例】 営業日：月～金曜日（土、日休み）の事業所

【例 1】 ・入院日：月曜日
・入院時間：営業時間内

	月	火	水	木
I	○	×	×	×
II	×	○	○	×

【例 2】 ・入院日：月曜日
・入院時間：営業時間終了後

	月	火	水	木
I	○	○	×	×
II	×	×	○	×

【例 3】 ・入院日：木曜日
・入院時間：営業時間終了後

	木	金	土	日	月
I	○	○	×	×	×
II	×	×	○	○	×

【例 4】 ・入院日：金曜日
・入院時間：営業時間内

	金	土	日	月
I	○	×	×	×
II	×	○	○	×

【例 5】 ・入院日：金曜日
・入院時間：営業時間終了後

	金	土	日	月	火
I	○	○	×	×	×
II	×	×	○	○	×

【例 6】 ・入院日：土曜日※休業日

	土	日	月	火
I	○	○	×	×
II	×	×	○	×

科学的介護推進体制加算

【地域密着型通所介護】 【認知症対応型通所介護】 【地域密着型特定施設入居者生活介護】 【小規模多機能型居宅介護】
【認知症対応型共同生活介護】 【看護小規模多機能型居宅介護】 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

➤ 見直し内容

- ア 様式間で重複している項目の名称や評価指標等を統一
- イ フィードバックの精緻化のため、「基本情報」を追加
- ウ データの提出タイミングを「少なくとも3か月に1回」に統一
- エ 同一の利用者に対して複数加算を算定する場合にデータ提出頻度を統一できるよう、一定条件下で提出期限を猶予

提出スケジュール（イメージ）

【見直し後】（※）一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	4/29 サービス利用開始 ★								
科学的介護 推進体制加算	～5/10 4月分データ提出 ★	猶予期間※ ～6/10 5月分データ提出 ★							
	ADL 評価				ADL 評価			ADL 評価	
リハビリテー ションマネジ メント加算		計画書提出 ★			計画書提出 ★			計画書提出 ★	
		リハ計画書作成			リハ計画書見直し			リハ計画書見直し	

評価やデータ提出のタイミングを揃えることが出来る

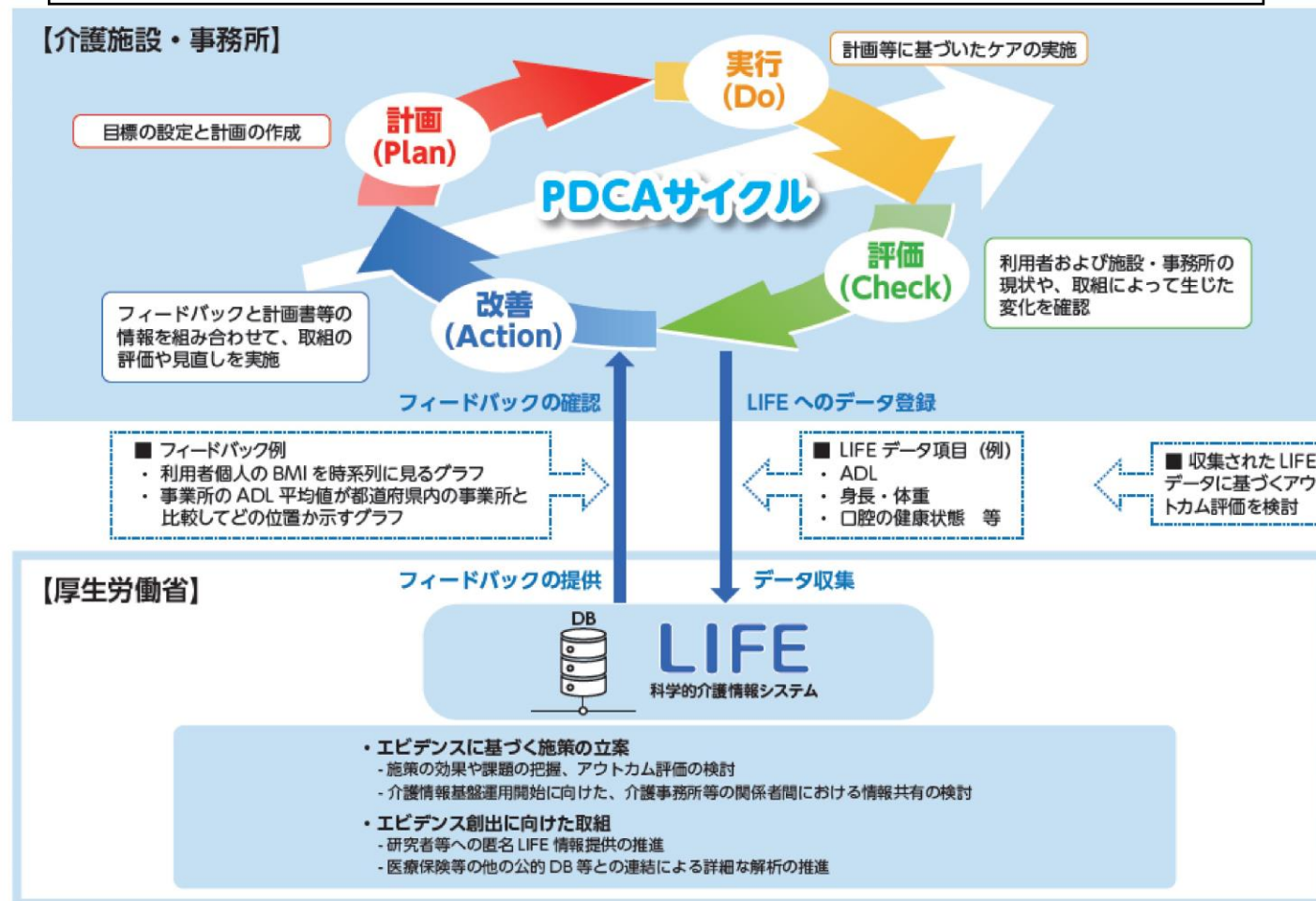
■ LIFEの活用

令和 6 年度版

フィードバックの掲載

➤ 事業所フィードバック 令和 6 年11月26日～

➤ 利用者フィードバック 令和 7 年 1 月 31 日～



資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 3

指定第 1 号訪問・通所事業

・介護予防ケアマネジメントについて

■ 指定第 1 号訪問・通所事業・介護予防ケアマネジメント

◆業務継続計画未策定減算等の経過措置終了について

(2025年 3 月31日まで経過措置：業務継続計画未策定減算を適用しない)

※通所事業は感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定の場合

2025年 4 月 1 日～

- 業務継続計画未策定減算 **適用開始** (訪問・通所・介護予防ケアマネジメント)
- 介護職員等処遇改善加算 (V) **廃止** (訪問・通所)

サービスコード表 (訪問事業の業務継続計画未策定減算コードの追加分) は、4 月下旬に市ホームページに掲載します。

- ▶ (トップページ > 高齢・介護 > 介護事業者の方へ > **【事業者用】介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表**)

■ 指定第 1 号 通所事業

◆運動器機能向上加算の基本報酬への包括化について

- 従前相当サービスについては、介護サービス事業者等により行われることが想定され、居宅要支援被保険者等について、**介護予防を目的**として、施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び**機能訓練**を行うもの
- 基本報酬においては、入浴介助及び**運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価**されているところ
- 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当通所型サービスの目標、当該目標を達成するための**具体的なサービスの内容**、サービスの提供を行う期間等を記載した**通所型サービス計画**を作成するもの

■ 指定第 1 号 訪問・通所事業 介護予防ケアマネジメント

◆総合事業における介護予防ケアマネジメント

- 居宅要支援被保険者等に対し、その介護予防や社会参加の推進を目的として
- 心身の状況、置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施及び評価できるよう、
- また、高齢者自身が、地域で自立した生活を送るための活動を継続することにより、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、心身機能・活動・参加の視点を踏まえて居宅要支援被保険者等の多様な選択を支援してることが重要
- 従前相当サービスを介護予防サービス計画原案等に位置付けた場合には、その必要性について理由を記載する

■ 指定第 1 号 訪問・通所事業 介護予防ケアマネジメント

◆ 訪問事業

- ・ 従前相当サービスについては、居宅において、**介護予防を目的**として、
- ・ 主に、認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員による**専門的なサービスが必要**と認められる場合に利用することが想定

◆ 通所事業

- ・ 従前相当サービスについては、**介護予防を目的**として、一定期間行うもの
- ・ 主に、多様なサービス・活動の利用が難しいケース・不適切なケースや専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、通所介護事業者の従事者による**専門的なサービスが必要**と認められる場合に利用することが想定

※医療・介護の専門による**専門的なニーズ**に応えるサービス

※想定される対象者：**進行性疾患や病態が安定しない者**など専門職による適切な支援が必要となる者

■ 指定第1号 訪問・通所事業 介護予防ケアマネジメント

◆訪問・通所事業

- 単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならず **自立した日常生活を営む**ことができるよう支援すること
- 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の **意欲が高まる**ようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること
- 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「**利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う**」ことを基本として、利用者のできる能力を阻止するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること
- 訪問・通所型サービス計画に定める目標達成の度合い等について常に **評価**を行うなど、その **改善を図る**こと

■ 指定第 1 号 訪問・通所事業 介護予防ケアマネジメント

(参考) 令和 6 年 8 月 5 日老発0805第 4 号厚生労働省老健局長通知「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285187.pdf>

(参考) 令和 6 年 8 月 5 日老発0805第 3 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」の一部改正について

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285185.pdf>

(参考) 令和 6 年 8 月 5 日老認発0805第 3 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001284398.pdf>

(参考) 令和 6 年 3 月 15 日老認発0315第 5 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001228043.pdf>

豊岡市の介護予防の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で、
自分らしい暮らしを実現する



65歳からセルフケア
85歳の壁を越え
100歳の未来へ

リエイブルメント

ふたたび自分でできるようになること

リエイブルメント型の短期集中予防サービス

これまでの「してあげる支援」から



**元の生活を取り戻し、
高齢者の自信も取り戻すことができる支援へ**

とよおかの介護予防が変わります！

豊岡市では、「65歳からセルフケア85歳の壁を越え100歳の未来へ」を目指して、これまでの「運動からだ元気塾」の取組をパワーアップさせ、人生100年時代に適応した取組に変わります。出来なかったことを取り戻し、住み慣れた街で、支え合い自分らしく生きる取組です。

1 窓口



日常生活の困りごとや身体
状況をお聞きし、必要な方
に対して適切な支援をご案内
します。

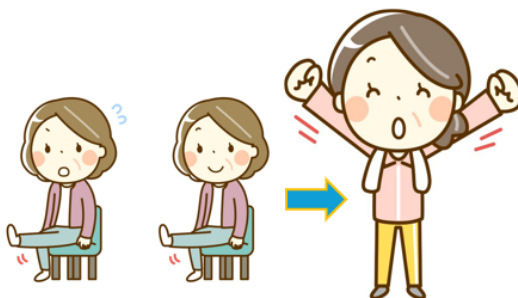
2 訪問



理学療法士とケアマネ
ジャーがご自宅を訪問し、
生活や身体の状態を確認
し、一人一人に応じた適切
な目標を提案します。

基本的なサービスの流れ

3 運動からだ元気塾 (6カ月)



ご利用の方と話し合いながら、目標
に沿ったプログラムを実施していき
ます。

また、普段のご自宅での過ごし方
なども提案します。

注意: サービスを利用するには、
介護認定などの要件がありますのでお問合せください。

4 運動からだ元気塾 卒業後の進路



卒業後のフォローを行います。
また、ご自宅でのセルフケアの
方法を伝授します。

ご自身は、地域の玄さん元気
教室やボランティア、趣味、畑仕
事など、好きなことを選んで、
住み慣れた地域でいきいきとし
た生活を送ります。

問合せ先: 豊岡市高年介護課 Tel29-0055 FAX29-3144

元気塾利用にかかる関係者のかかわり

相談からサービスを通して、利用者のこれからの生活について一緒に考える。

1 相談窓口：包括支援センター、市



2 訪問 : 包括支援センター、理学療法士



3 元気塾 : 包括支援センター、理学療法士、市、
生活支援コーディネーター



4 卒業後の地域へのつなぎ、フォロー
: 生活支援コーディネーター、包括、市

資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 4

その他

■ ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、
オンラインで完結できる仕組みです。



介護分野の生産性向上を図り、いきいきと働ける職場を実現するためには、
ICTを介護現場のインフラとして活用することが重要です。

厚生労働省では、事業所間でやりとりされる情報について、
データ連携の約束事を「ケアプラン標準仕様」として定めています。

その約束事に従って、異なる介護ソフト同士でも安心してつながれる基盤として、
国民健康保険中央会は「ケアプランデータ連携システム」を提供します。

■ ケアプランデータ連携システムについて

【国の取組】フリーパスキャンペーンの実施

ケアプランデータ連携システムの普及促進を図るため、

令和7年度中に、フリーパスキャンペーンを開始予定

※システム利用料(年21,000円)が無料となります。

○フリーパスキャンペーンオンライン説明会(主催:国保中央会)

・日 時:令和7年3月14日(金)13時30分～15時00分

・実施方法:YouTubeライブ

※キャンペーンの内容や適用タイミング、手続き方法等について、説明予定

説明会へは、ケアプーYouTube公式チャンネルからアクセス可能

※配信終了後は、アーカイブ動画にて視聴可能

[ケアプーYouTube公式チャンネル - YouTube](#)



ケアプランデータ連携システム
フリーパスキャンペーン
オンライン説明会

※今なら21,000円無料！
フリーパス
キャンペーン

参加費無料 事前登録不要 だれでも参加OK

日時: 2025年3月14日(金) 13:30～15:00
実施方法: YouTubeライブ (事前申込不要)
対象: 全ての介護事業所様・介護関連団体様・自治体・国保連

プログラム

- R7年度におけるケアプランデータ連携システムについて
～ケアプランデータ連携システムの更なる活用に向けた施策～
厚生労働省 老健局高齢者支援課 室長補佐 秋山 仁氏
- ケアプランデータ連携システムとフリーパスキャンペーンについて
国民健康保険中央会 泉 明男氏
- 事業所様・専門家からの声
居宅介護支援事業所 株式会社トライドマネジメント 代表 長谷川 徹氏
株式会社TRAPE 代表取締役 鎌田 大吾氏

視聴方法

以下のURLにアクセスいただき、ご視聴ください。
視聴に際して、申込・登録は不要です。

<https://www.youtube.com/live/Wkd5K0rDXj8>

※ ケアプーYouTube公式チャンネルからLiveにアクセスすることも可能です。
※※ 当日の内閣は後日アーカイブ動画にて視聴可能です

主催: 公益社団法人 国民健康保険中央会 協力: 厚生労働省

■ ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システム

期間限定

※今なら21,000円無料※

フリーパス

キャンペーン



6月1日
スタート

フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムのすべての機能を**1年間無料**でご利用いただける**期間限定のキャンペーン**です。「導入コストが気になる」「周りの事業所を誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間

2025年6月1日～2026年5月31日（予定）

無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

ライセンス料

通常
21,000円/年 ➡ **0円/年**

対象となる事業所

すべての介護事業所が対象です

初めて利用する方 ☐ 現在利用中の方 ☐ 一度ご利用をやめた方 ☐

2025年6月1日 2026年5月31日 2027年5月31日

初めて利用する方

新規申込

更新時
フリーパス適用

0円/年

現在利用中の方

更新時

21,000円/年

更新時

21,000円/年

2025年4月～5月に「ケアプラン」のお申し込みされた方・更新をされた方も、
 2026年4月～5月の更新時にフリーパス適用可能です！



<https://www.careplan-renkei-support.jp>

詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください

※特設ページは、3月14日(金)より公開

ケアプラン ヘルプデスク

検索



----- フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先 -----

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト
 TEL 0120-584-708 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）
 サポートサイト内にて、メッセージフォームからも受け付けています。